

第2章

災害情報の流れと防災無線等の概要

災害発生に備えるために、災害時における情報伝達の流れをあらかじめ十分に把握しつつ、災害が実際に発生し公衆通信網が機能を停止しても活用できるシステムを把握することが重要です。

1 災害時における情報の流れ

災害対策基本法や防災基本計画等において、災害時における情報の流れを以下のように規定しています。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 [防災基本計画第2編第2章第1節等]

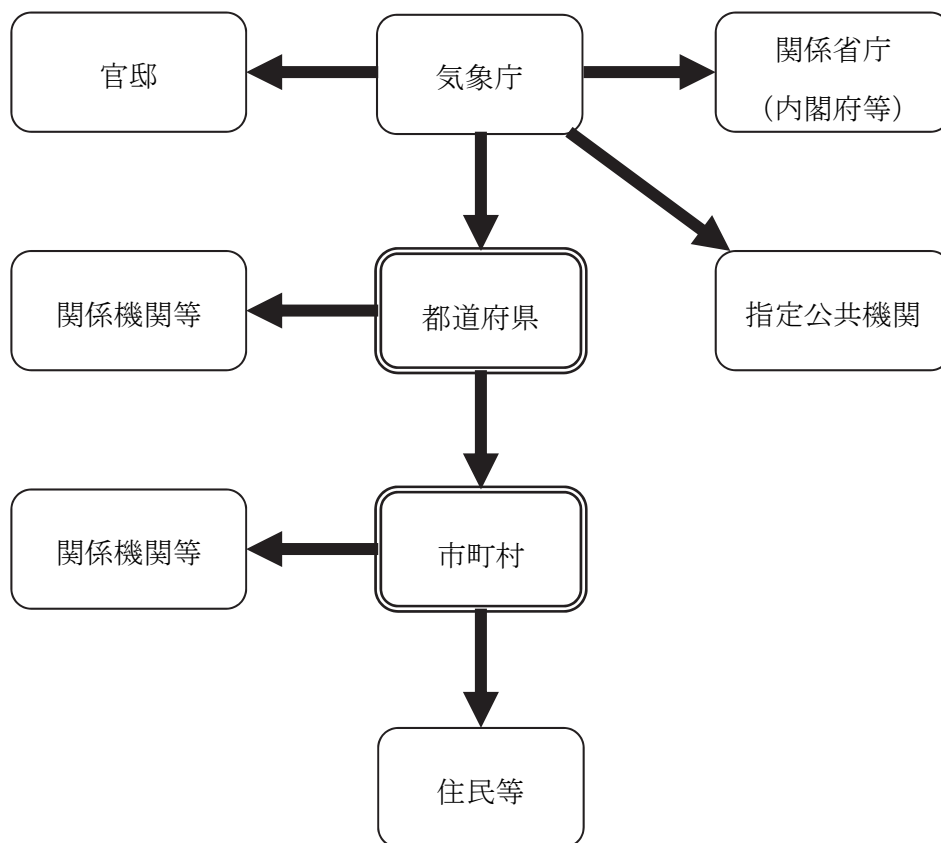
災害が発生した場合、効果的に応急対策を実施する上で、災害情報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠です。

このため、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達し、情報の収集・連絡を迅速に行う必要があります。

ア 災害情報の収集・連絡

自然災害が発生した場合、まず気象庁が、地震情報、津波警報等の災害情報の連絡を官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に行い、さらに都道府県は市町村、関係機関等へ連絡します。

連絡を受けた市町村は、住民及び関係機関へ災害情報を周知するとともに避難場所、避難路等避難に資する情報の提供に努める必要があります。

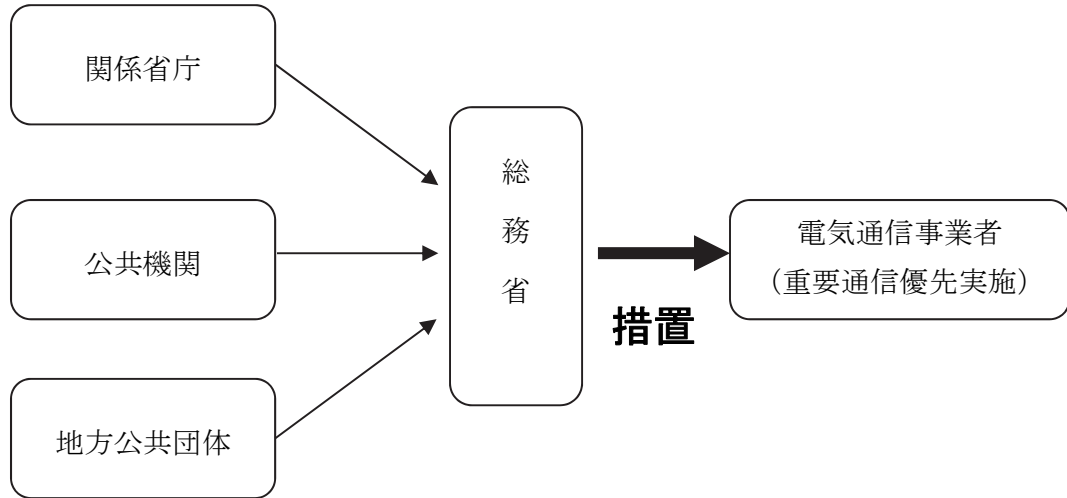


イ 発災直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

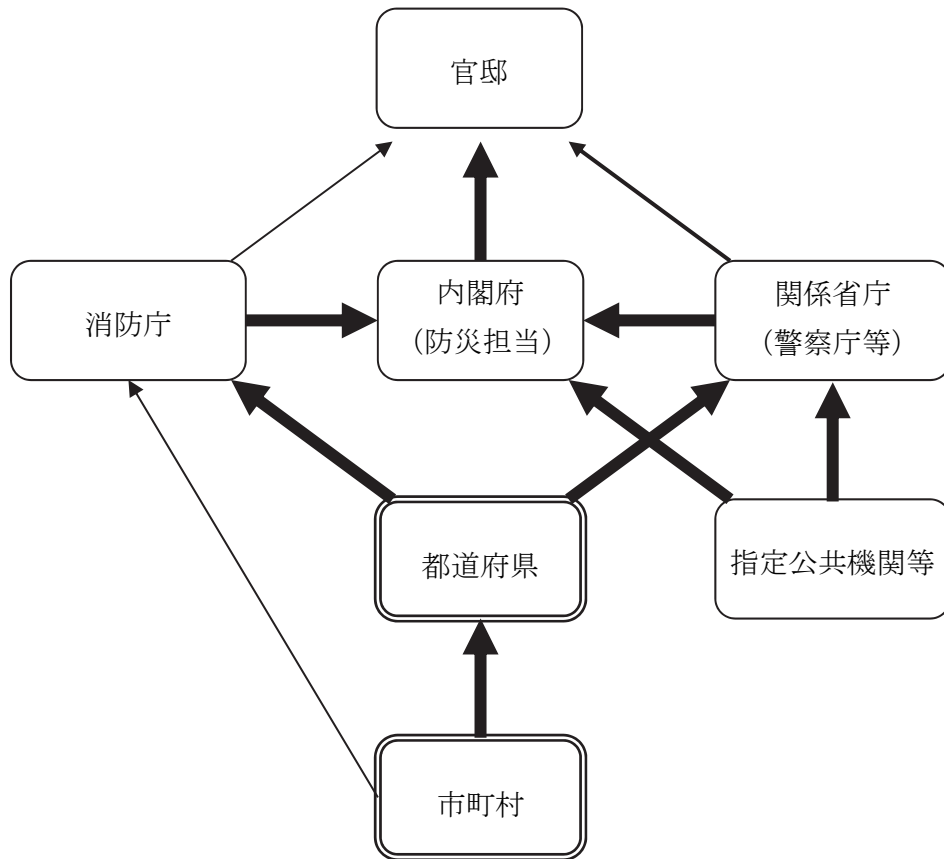
また、都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握します。さらに、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁にも連絡します。例えば、情報通信施設の障害情報について総務省に連絡します。

(7) 通信施設の障害の連絡

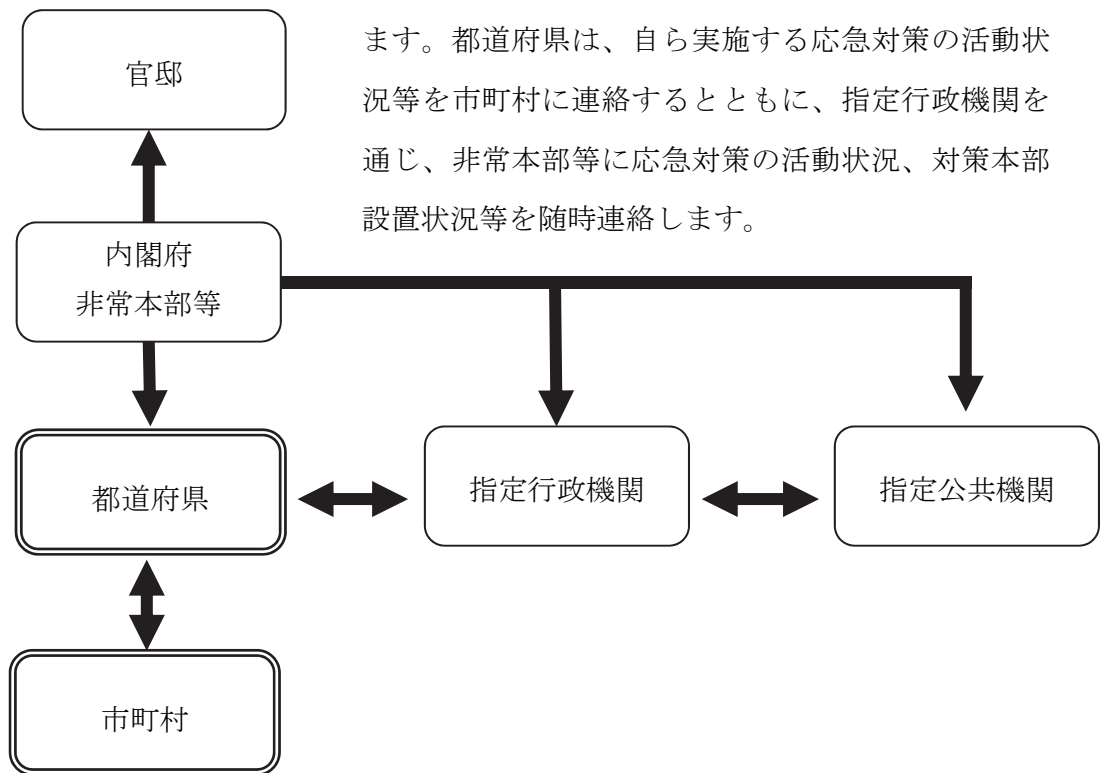


なお、大規模地震が発生した場合には、内閣府、警察庁、消防庁等の関係省庁及び指定公共機関等は、被害の第1次情報を速やかに官邸に連絡します。

(イ) その他災害情報連絡



ウ 応急対策活動情報の連絡 市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡します。



(2) 被災者等への的確な情報伝達活動

[防災基本計画第2編第2章第5節等]

発災後時間が経過した段階において、地方公共団体、非常本部等、指定行政機関及び公共機関は、流言、飛語等による社会的混乱を防止及び被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するための被害情報、安否情報、交通情報、救援物資の取扱い等に関する正確な情報を速やかに伝達する必要があります。

